各 位

長崎県土木部

「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」及び 「土木設計業務等変更ガイドライン」の運用について

標記について、平成27年11月30日付け27建企第454号 「「設計変更ガイドライン(案)」、「工事一時中止に係るガイドライン(案)」及び「土木設計業務等変更ガイドライン(案)」の策定について」の通知のとおり、本格運用しますので、お知らせします。

各ガイドラインについて、ご質問等ございましたら、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 土木部 建設企画課 技術基準班 TEL: 095-894-3025 (ダイヤルイン)

設計変更ガイドライン 改定箇所一覧表 (H28.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	設計変更ガイドライン (案)	設計変更ガイドライン	
	平成27年11月	平成28年4月	
表紙裏	この「設計変更ガイドライン (案) 」は、長崎県土木部所	この「設計変更ガイドライン」は、長崎県土木部所	
	管の土木請負工事に適用する。	管の土木請負工事に適用する。	本格運用に伴う、変
2	※特記住様書への記載は、平成28年4月1日以降に適用		更
	(3). 工事を一時中止する必要がある【P14】	(3). 工事を一時中止する必要がある【P14】	
7	※詳細は「工事一時中止に係るガイドライン (案) 」に	※詳細は「工事一時中止に係るガイドライン」による	
	よる		

工事一時中止ガイドライン 改定箇所一覧表 (H28.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	工事一時中止に係るガイドライン (案)	工事一時中止に係るガイドライン	
	平成27年11月	平成28年4月	
表紙裏	この「工事一時中止に係るガイドライン (案) 」は、長崎	この「工事一時中止に係るガイドライン」は、長崎	
	県土木部所管の土木請負工事に適用する。	県土木部所管の土木請負工事に適用する。	本格運用に伴う、変
	◆ガイドライン (案) の策定	◆ガイドラインの策定	更
1	〇これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止につい	〇これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止につい	
	て、適正な対応を行うために、「ガイドライン (案) 」を	て、適正な対応を行うために、「ガイドライン」を	
	策定するものである。	策定するものである。	

土木設計業務等変更ガイドライン 改定箇所一覧表 (H28.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	土木設計業務等変更ガイドライン (案)	土木設計業務等変更ガイドライン	本格運用に伴う、変
	平成27年11月	平成28年4月	更